

泉川水系河川整備計画

平成 26 年 2 月

富 山 県

泉川水系河川整備計画

目 次

第1章 流域と河川の概要	1
第1節 流域の概要	1
第2節 河川の現況	3
1) 治水	3
2) 利水	3
3) 河川環境	4
第2章 河川整備計画の目標に関する事項	5
1) 計画対象区間	5
2) 計画対象期間	5
3) 洪水、高潮等による災害発生の防止又は軽減に関する事項	5
4) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	5
5) 河川環境の整備と保全に関する事項	5
6) 河川の維持管理に関する事項	5
第3章 河川の整備の実施に関する事項	6
第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設 置される河川管理施設の機能の概要	6
1) 計画平面形	6
2) 計画縦断形	6
3) 計画横断形	6
第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	9
1) 河川の維持の目的	9
2) 河川の維持の種類及び施行の場所	9
第3節 その他河川整備を総合的に行うための必要事項	9
1) 河川情報の収集・提供に関する事項	9

第1章 流域と河川の概要

第1節 流域の概要

泉川は、大師ヶ岳(標高 254m)・二上山(標高 274m)を水源とし、氷見市小竹・宮田地内の山裾を国道 160 号沿いに流下し、上泉地内で平野部に出たあと、北東に向きを変え島尾地内で支川 新川と合流し富山湾に注いでいる。その流域は氷見市、高岡市の2市にまたがる、流域面積約 5.3km²、流路延長 2.3km(県管理区間)の二級河川である。

泉川は古くは上泉地内からそのまま十二町潟に注いでいたが、現在は上泉地内から東に折れ、段丘の先端を迂回して島尾地内を抜け海に注いでいる。

泉川平野部の地形は、下流部が砂州の発達により形成された低い砂丘地(標高 5～6m)に対して、中流部は三角州性低地(標高 3～4m)である。このため中流部の三角州性低地を流れる区間は一部天井川となっており、河積が小さいことも相まって氾濫を繰り返してきた。

流域の地質は、上・中流部が新生代・新第四紀沖積世の泥炭・泥、下流部が新生代・新第四紀沖積世の砂からなり、河床勾配は 1/400 程度の緩やかな流れとなっている。

また、流域の土地利用は、山地が約 50%、水田や畑地等が約 36%、宅地等が約 14%となっている。

流域の気候は日本海側気候に属し、年平均降水量は約 2,160mm で、梅雨期と秋期にかけて降水量が多い。特に 6 月上旬から 10 月中旬にかけて、梅雨前線及び台風や秋雨前線により大雨となることがある。冬期の降水量は、降雪によるものである。年平均気温は約 14℃で、冬季には真冬日、冬日を記録することもある。

第2節 河川の現況

1) 治水

泉川は小河川であるが島尾低地帯で天井川になっているため、越水、氾濫を繰り返して一帯の住民を悩ませてきた。流域の主な洪水には、昭和58年(1983)8月豪雨があり、床下浸水11戸、床上浸水5戸、農地の浸水等の被害が発生している。近年では、平成20(2008)年8月豪雨により破堤氾濫や溢水氾濫が生じ、床下浸水4戸や農地への浸水被害が発生している。

このため、河積拡大による泉川の高水位低下を図るため、平成元年(1989)から河口部における計画高水流量を $60\text{m}^3/\text{s}$ として河川改修に着手し、現在まで、河口からJR橋下流までの間の延長約200mおよび島尾新橋から山付き部までの延長約900m区間の整備を終えている。この改修工事により、新川合流点から国道415号の下流にあった暗渠は、開水路として整備されており、治水安全上最大のネック部は解消されている。

残事業区間であるJR橋から島尾新橋下流までの区間については、左岸側の拡幅工事が行われている。また、下田子^{しもたこ}地先の県道299号下田子島尾線より上流区間については氷見市が準用河川改修事業として整備を終えている。

一方、山付き部から上流区間などの未改修区間では流下能力は極めて低く、早期の治水安全度向上が必要となっている。

なお、泉川において記録に残る高潮被害は生じていない。

2) 利水

泉川の水利用は古くから農地のかんがい用水として利用されていたが、低い丘陵を水源としていることから水量が乏しく、江戸時代から多くの溜池が造られていた。しかし、それでも水量が不足し、しばしば干ばつの被害が生じており、この状況は氷見市の他河川でも同様であった。

この状況を打開するため、高岡市福岡町の小矢部川支流の子撫川^{こなでがわ}上流に総貯水量880万 m^3 の五位^{ごい}ダムを建設し、氷見市の農地に農業用水を供給する国営総合かんがい排水事業が昭和52(1977)年4月に着工され、15年の歳月を経て平成4(1992)年3月に完成した。これにより氷見市の多くの水田に水を安定供給することが可能となり、泉川においても、かんがい用水のための注水が行われている。

なお、泉川水系には漁業権は設定されていない。

3) 河川環境

泉川の上流部は、流れが細くモウソウダケに覆われている。魚類は、水深が浅く確認できない。

中・下流部の河道は小規模な護岸があるが、夏季になると水田雑草群落が護岸を覆うほど繁茂している。魚類は、中流部において数は少ないがギンブナ・ドジョウが確認された。下流部では、ウグイ・ギンブナ、そして数は多くないがマハゼ・コイ・ナマズも確認された。

河口の島尾海岸は豊富な海浜植物で有名であったが、砂浜の後退が激しく植物相に減少が見られた。海浜植物としては、コウボウムギやコウボウシバ、オカヒジキ、ハマヒルガオなどを見ることができる。また、島尾海水浴場は、海岸線約1,000m、浜幅約100mの県内最大級の海水浴場で、島尾キャンプ場が整備されており、夏期には多くの人で賑わう。この他、島尾から窪にかけて広がる松田江浜はシギ・チドリ類など鳥類の渡来地(休息地)として貴重な場所となっている。

流域には多数の溜池が存在しており、そのなかでも乱橋池はトンボの宝庫として有名で、マルタンヤンマ・ネアカヨシヤンマなど希少種を含む県内では最多の66種のトンボが確認されている。

泉川は、環境基準の類型指定がされておらず、定期的な水質調査はなされていない。平成12年度に河口に最も近い松田江橋で行われた水質調査によると、泉川の水質はC類型(BOD 5mg/L以下)に相当している。

第2章 河川整備計画の目標に関する事項

1) 計画対象区間

河川整備計画の対象区間は、2級河川泉川水系の富山県知事管理区間とする。

表1 整備計画対象区間

河川名	計画対象区間	延長(km)
泉川	河口～法指定上端	2.3

2) 計画対象期間

計画対象期間は、計画策定からおおむね20年間とする。

なお、河川整備計画は、現時点での流域の社会経済状況、自然環境の状況、河道状況、水害発生状況などを前提として策定したものであり、策定後のこれらの状況の変化や新たな知見、技術の進歩などの変化により、必要に応じて適宜見直しを行う。

3) 洪水、高潮等による災害発生の防止又は軽減に関する事項

泉川水系の河川整備は、沿川地域を洪水から防御するため、流域規模や既往洪水を踏まえ、年超過確率1/10の規模の洪水を、河道流下断面の拡大等により安全に流下させるとともに、浸水被害の軽減を図ることを目標とする。

4) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

泉川水系の水利用は、国営総合かんがい排水事業(北陸農政局)により、近年は少雨による大きな被害は発生していない。今後は、流況の把握に努めるとともに、近年進んでいる宅地化による受益地減少の動向を把握した上で、水利用の実態に応じて、流水の正常な機能の維持に努めるものとする。

また、渇水時には必要に応じ関係機関、利水者及び地域住民等と速やかに調整を図るものとする。

5) 河川環境の整備と保全に関する事項

泉川水系では、上流から河口まで変化に富んだ自然環境を有し、ウグイ、ギンブナなどに代表される多種多様な動植物が生息・生育することから、河川の連続性に配慮した縦断計画に努め、護岸の工法は動植物の生息・生育環境に配慮するなど、河川の特長や地域の個性に配慮した河川環境の整備と保全を図る。

6) 河川の維持管理に関する事項

「3洪水、高潮等による災害発生の防止又は軽減」「4河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」「5河川環境の整備と保全」の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮させるため、適切な維持管理を行うものとする。

第3章 河川の整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

本計画期間内において、泉川流域を洪水から守るため、表2に示す箇所において河川整備の実施・促進を図るものとする。

表2 河川工事の種類及び施行の場所

NO	対象河川	整備の種類	施行の場所	延長
①	泉川	河道拡幅、河床掘削、築堤及び護岸整備	島尾地内(JR橋下流)～島尾地内(島尾新橋下流)	L=0.3km
②	泉川	河道拡幅、河床掘削、護岸整備	上泉地内(山付き部)～下田地内(県管理区間上流端)	L=1.1km

河川整備を進めるにあたっての計画平面形、縦断形、横断形の基本的考え方は以下のとおりである。

1) 計画平面形

計画平面形状については、現況河道の平面線形を尊重しつつ、沿川の土地利用状況等を勘案しながら洪水を安全に流下できる線形とする。

2) 計画縦断形

縦断計画形状については、背後地盤の高さや土地利用の状況を考慮するとともに、上下流区間との連続性に配慮しながら設定する。

3) 計画横断形

計画横断形状については、下流部①は複断面、法勾配は2割を基本とする。

上流部②については、両岸に家屋が連担する地区での河道の拡幅となることから、5分勾配を基本とする。

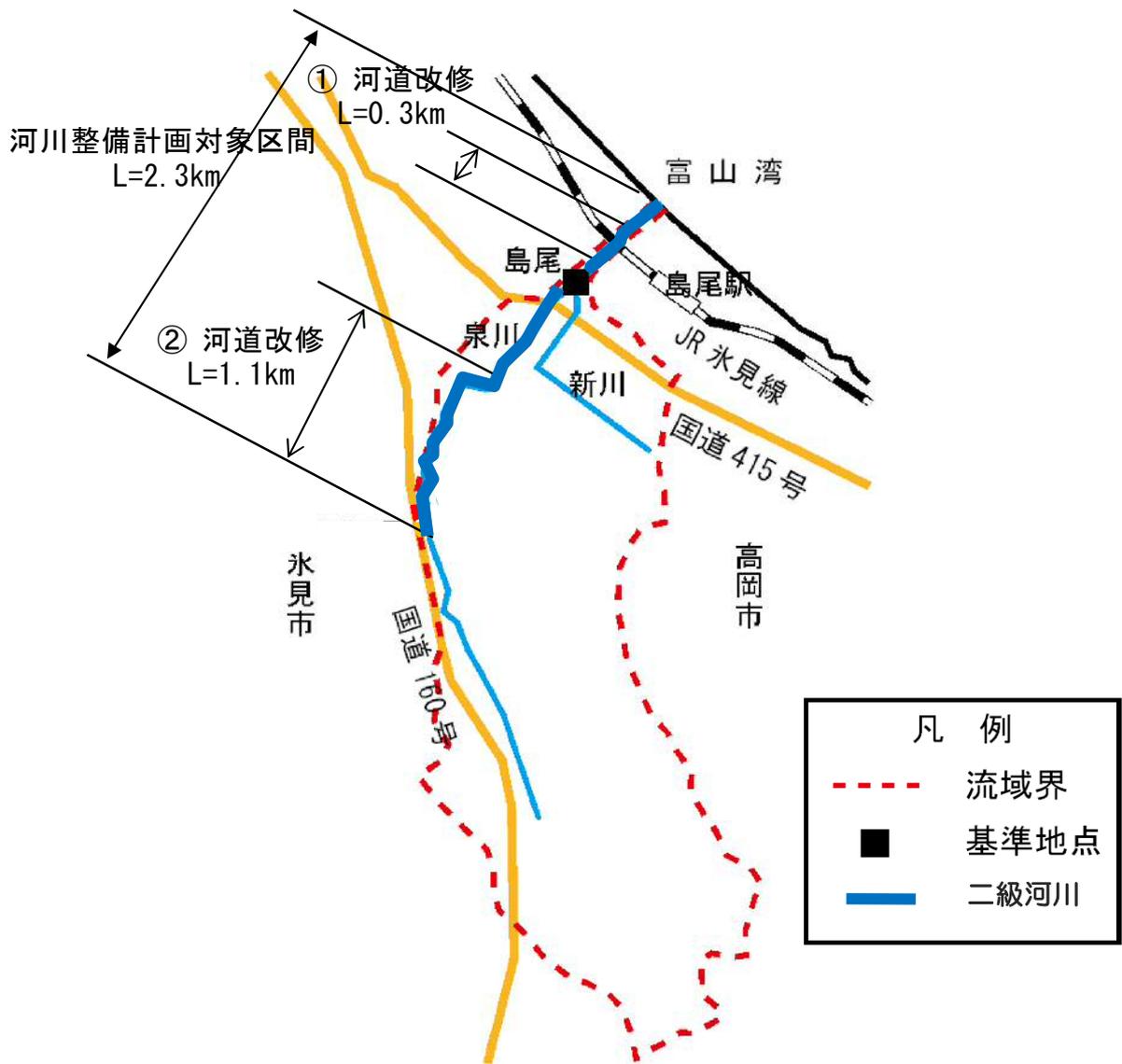


図2 河川工事施行箇所位置図

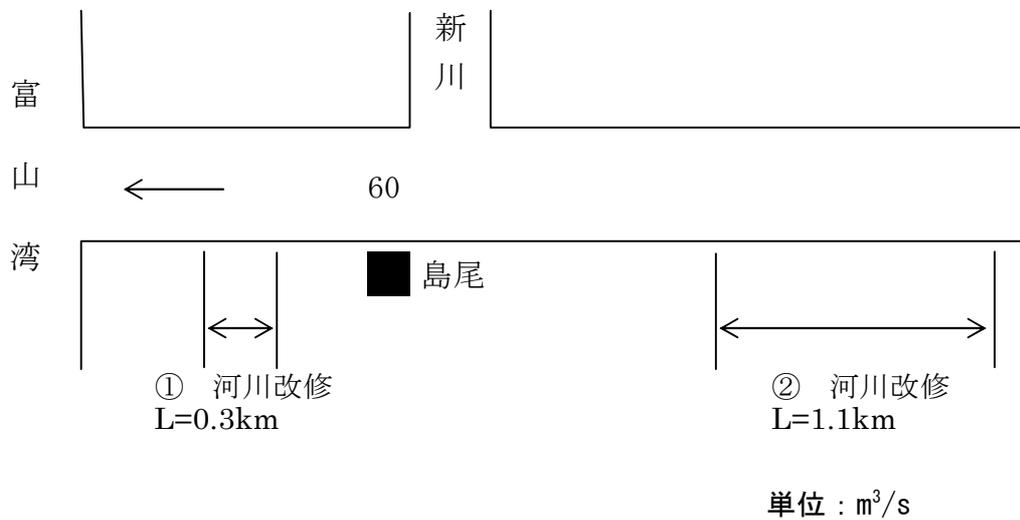


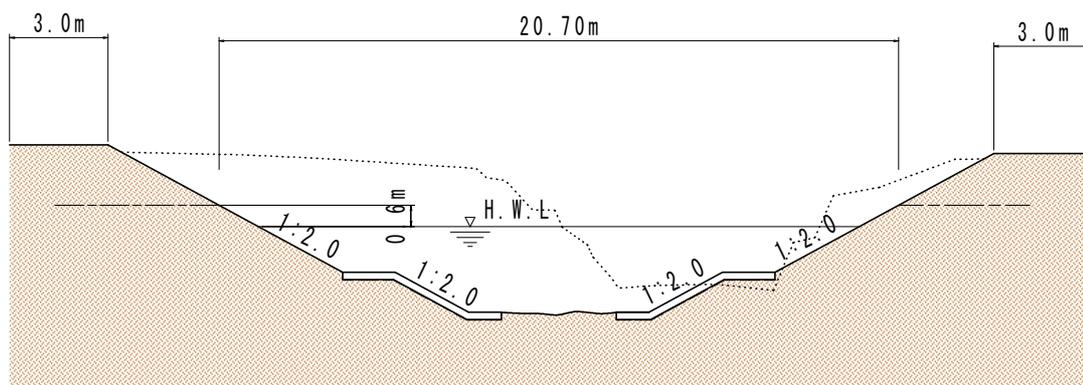
図3 基準地点及び主要地点における河道配分流量

①JR 橋下流～島尾新橋下流 (L=0.3km)

新川合流点より下流については、これまでの河川改修により、河口～JR 橋下流、島尾新橋下流～新川合流点の区間について、下記の断面で整備を終えている。

このため、残区間についても、河道拡幅、河床掘削、築堤及び護岸整備を実施し、整備計画流量を安全に流下させるものとする。

横断形状は、河積の確保を図るため、現河道を取り込む形で拡幅する。河床幅は、現況河川の河床幅とほぼ同程度とする。法面勾配は2割を基本とし、できる限り自然環境に配慮したものとする。



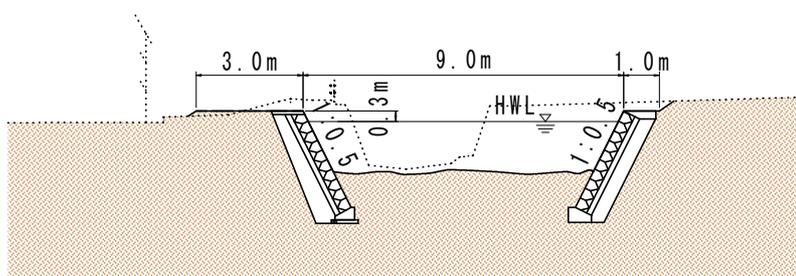
※横断形や護岸タイプは現地条件等により変更する場合があります

図4 泉川計画横断形

②山付き部～県管理区間上流端 (L=1.1km)

本区間は、河幅が狭く、河道の流下能力が低い区間である。また、兩岸に家屋が連担する地区を流下しており、住家への浸水被害が発生する地域である。

このため、河道拡幅及び河床掘削にて河積の拡大を図ることとし、家屋連担地区であることから、横断形状は5分勾配の護岸を基本とする。また、背後地盤の高さや土地利用の状況に配慮し、宅道橋や沿川道路との滑らかな取り付けに努める。



※横断形や護岸タイプは現地条件等により変更する場合があります

図5 泉川上流区間計画横断形

第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

1) 河川の維持の目的

河川のもつ特性や沿川の土地利用状況を踏まえながら、洪水による災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の保全等の観点から河川の有する多面的な機能を十分に発揮させることを目的として、適切な維持管理を行う。

2) 河川の維持の種類及び施行の場所

堤防・護岸等の河川管理施設の機能を維持するため、河川の巡視、点検を行い、異常箇所を早期発見と補修に努める。

また、異常箇所が早期に発見できるよう適切に堤防法面の除草を実施する。除草の実施にあたっては、地域住民の協力が得られるよう努めるものとする。

第3節 その他河川整備を総合的に行うための必要事項

1) 河川情報の収集・提供に関する事項

河川の水位・流量や流域内の降雨等の河川情報は、洪水時の水防活動や避難、渇水時の対応等の基礎情報となることから、これらを観測・収集するよう努め、緊急時においては、市町村や地域住民等に対し、できるだけ迅速な情報提供を行う。

また、河川は、地域の人々の共有財産であり、良好な河川環境を保全、創出し、将来へ引き継いでいくために、河川に関する情報を地域住民に幅広く提供することにより、河川と地域住民の連携を積極的に図り、河川への親しみを醸成し、地域住民とともに河川の良好な維持と潤いのある水辺空間の形成が図られるよう努める。